

# IT の発展と民事手続

北海道大学大学院法学研究科教授

町村 泰貴

MACHIMURA Yasutaka

- I 司法のIT化をめぐる議論
- II 民事手続のIT活用目的
- III 判決手続のIT化
- IV 執行・倒産処理過程でのIT活用
- V 結びにかえて

## I 司法のIT化をめぐる議論<sup>1)</sup>

### 1 未来投資戦略2017

2017年(平成29年)6月9日、政府は「未来投資戦略2017—Society 5.0の実現に向けた改革—」という文書<sup>2)</sup>を閣議決定した。これは、経済の長期停滞を打破するために、いわゆる第四次産業革命<sup>3)</sup>を取り入れて社会問題を解決することを目的とした政策プログラムである。その具体的施策の一隅<sup>4)</sup>に、以下のような記述が盛り込まれた。

「迅速かつ効率的な裁判の実現を図るため、諸外国の状況も踏まえ、裁判における手続保障や情報セキュリティ面を含む総合的な観点から、関係機関等の協力を得て利用者目線で裁判に係る手続等のIT化を推進する方策について速やかに検討し、本年度中に結論を得る。」

この一文はあまりにも簡潔であり、未来投資会議の議事次第や配布資料、議事要旨など<sup>5)</sup>を見ても、当初からこのテーマが課題として意識されていたわけでもなさそうである。このテーマが初めて登場するのは、最終段階の第9回会議に提出された「未来投資戦略2017」素案においてであり、配布資料の概要には「裁判の迅速化・効率化を実現するための裁判所のIT化」との項目が記載され、素案本文に上記の文章が登場している。

従って、「未来投資戦略2017」という政策プログラムの中で「裁判に係る手続等のIT化を推進する方策」が中心的なテーマというわけではなさそうであるが、ともあれ具体的な政策課題として閣議決定されたということは重要である。

もっとも、司法手続のIT化という課題は新しいものではない。16年前の司法制度改革意見書が、既にその先鞭をつけていた。

### 2 司法制度改革の中での司法のIT化

2001年(平成13年)の司法制度改革審議会の意見書<sup>6)</sup>は、以下のように提言をしていた<sup>7)</sup>。

#### ア 司法の利用相談窓口・情報提供

司法の利用相談窓口(アクセス・ポイント)を裁判所、弁護士会、地方公共団体等

1) 用語として情報通信技術(ICT)を用いるか情報技術(IT)を用いるかは問題となるところだが、本稿では必ずしも通信に関わる技術に限らず情報技術の司法への活用を対象とするので、情報技術(IT)という語を用いることとする。

2) [http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2017\\_t.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2017_t.pdf)

3) IoT、ビッグデータ、人工知能(AI)、ロボット、シェアリングエコノミー等のイノベーションを指す。

4) 「II Society 5.0に向けた横割り課題」の「B.価値の最大化を後押しする仕組み」「2.規制改革、行政手続の簡素化、

IT化の一体的推進」と題される項目の中で、「(2)新たに講ずべき具体的施策」の「ii)デジタル時代の公共サービスの提供」に記載されている。

5) <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/miraitoushikaigi/>

6) <http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/>

7) 同意見書「II 国民の期待に応える司法制度」「第1 民事司法制度の改革」「7. 裁判所へのアクセスの拡充」「(3) 裁判所の利便性の向上」の中である。

において充実させ、ホームページ等を活用したネットワーク化の促進により、各種の裁判外紛争解決手段（ADR）、法律相談、法律扶助制度を含む司法に関する総合的な情報提供を強化すべきである。

現在、裁判や裁判外の紛争解決手段（ADR）など紛争解決手続に関する総合的情報をワン・ストップで取得することができる相談窓口（アクセス・ポイント）が十分に用意されていない。

このため、裁判所、弁護士会、地方公共団体、ADR機関などにおいては、現在、既に相談窓口を設置している場合には、その一層の充実に努めるべきであり、また、そのような窓口のない場合には、その早急な設置を図るべきである。また、ホームページ等を活用し、各窓口のネットワーク化・情報の共有を図るべきである。

具体策として、例えば、裁判所においては、自らの受付相談機能を拡充し、相談窓口において、裁判手続はもとより弁護士会の法律相談、法律扶助の仕組みのほか、ADRを含む司法に関する総合的な情報の提供を行うとともに、国民が地方公共団体など裁判所外の相談窓口に行っても、裁判所の受付相談に関する情報、裁判手続に関する情報を入手できるように所要の措置をとるべきである。弁護士会においても、同様の措置を講じるべきである。さらに、地方公共団体においても、消費生活センターなどの相談窓口で、上記のような司法に関する総合的な情報を提供し、あるいは弁護士会と提携して弁護士の紹介を行うなどの方策を実施することが期待される。

#### イ 裁判所等への情報通信技術（IT）の導入

裁判所の訴訟手続（訴訟関係書類の電子的提出・交換を含む。）、事務処理、情報提供などの各側面での情報通信技術（IT）の

積極的導入を推進するため、最高裁判所は、情報通信技術を導入するための計画を策定・公表すべきである。

各裁判所においては、各裁判官・職員へのパソコンの配備、裁判部単位でのネットワークによる期日進行管理情報の共有や、不動産執行・破産・調停・支払督促などの分野における事件処理システムの開発・導入等を進めてきた。また、民事通常事件の受付から終局までを対象とする民事裁判事務処理システムの導入が開始されている。さらに、新民事訴訟法により、民事訴訟手続におけるテレビ会議システムの利用などの途が開かれ、活用されている。

しかしながら、現在の情報通信技術（IT）の発展は目覚ましく、手続の効率化、迅速化及び利用者に対するサービスの増大という見地から、訴訟手続等における情報通信技術の積極的利用を一層推進する必要がある。このため、裁判所の訴訟手続、事務処理、情報提供などの各側面において、データベース、インターネット等の情報通信技術を更に積極的に導入し、活用すべきであり、インターネットによる訴訟関係書類の提出・交換などについても検討すべきである。このような見地から、最高裁判所は、今後の技術革新にも柔軟かつ積極的に対応していくよう、情報通信技術を導入するための計画を策定・更新し、公表していくべきである。

（ウ以下は略）

これを受けて、司法アクセス検討会第1回会合における事務局の「検討事項の概要と検討の進め方」の補足説明では、上記アの部分に関して説明を加えているが、イの部分については明示的な言及がされなかった<sup>8)</sup>。第3回会合においても、最高裁は「資料6 裁判所ホームページ等における情報提供サービスについて（平成14年3月 最高裁判所）」<sup>9)</sup>を配布して、上記のアに関わる情

8) 議事録〈<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/access/dail/1gijiroku.html>〉による。

9) <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/access/dai3/pdfs/3siryou6-1.pdf>

報提供サービスの現状を説明したが、イの部分には言及されていない。

その後、この関係に議論が及んだのは第11回会合であり、配布資料1「『ADRの拡充・活性化のための関係機関等の連携強化に関するアクション・プラン(仮称)』構成案」<sup>10)</sup> および配布資料2「裁判所からの情報発信資料集(最高裁判所事務総局)」<sup>11)</sup> に基づいて説明と議論が行われた。配布資料1との関係では、主としてADRの利用拡大を目的とした情報提供および受付のIT化が議論され、ポータルサイトとしてADR Japan<sup>12)</sup> が紹介されており、ADR機関のオンライン受付やオンライン総合紛争受付などのアイデアが議論されている<sup>13)</sup>。もっともADRについては本来ADR検討会の所管であり、ここでの紛争解決の総合案内というアイデアは司法ネット構想を経て、総合法律支援法に基づく日本司法支援センター(いわゆる法テラス)に結実する。配布資料2との関係では、裁判所からホームページを通じた情報提供・広報の充実に終始している感がある。結局、検討会の段階では、司法のIT化に向けた議論はほとんど行われておらず、この時点で司法制度改革審議会意見書の上記の提言は具体化がされないままとなっていた。

### 3 裁判所の動き

裁判所は、一般的にIT化、特にオンライン申立てなどe-filingの導入には後ろ向きな印象がある。もっとも個々の裁判官の中には、ネットワーク技術の活用に前向きな姿勢がしばしば見られる<sup>14)</sup>。例えば、前世紀の終わりから今世紀初め

にかけて行われた「21世紀の民事訴訟の構想」研究会<sup>15)</sup>では、弁護士チームと裁判所チームとのそれぞれの構想を報告するというものであったが、裁判所チームの提案はIT技術等のテクノロジーが進歩することによる手続の変容であり、その中には裁判記録の電磁化、手続のオンライン化、そして通信型巡回裁判所Cyber-Circuit Courtの登場が含まれていた<sup>16)</sup>。

司法制度改革の枠組みでも、検討会の議論ではIT化がほとんど触れられていなかったが、司法制度改革推進計画に基づいて最高裁判所が作成した「司法制度改革推進計画要綱～着実な改革推進のためのプログラム」(2002)<sup>17)</sup>では、裁判へのアクセスの拡充の中の「裁判所の利便性の向上」という項目において、司法制度改革意見書を受けて以下のような記述が置かれていた。

ホームページ等を活用したネットワーク化の促進により、ADR、法律相談、法律扶助制度を含む総合的な情報提供を強化するなど、司法の利用相談窓口を充実させるための方策について、関係機関と連携を図りつつ検討し、所要の措置を講ずる。

裁判所の訴訟手続、事務処理、情報提供などの各側面での情報通信技術(IT)の積極的導入を推進する計画を策定・公表するための所要の措置を講ずる。

(後略)

また、司法制度改革推進本部顧問会議(第10回)においては、「裁判所の司法制度改革推進計画要綱の進捗状況(平成15年4月)」と題する文

10) <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/access/dai11/11siryou1.pdf>

11) <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/access/dai11/11siryou2.pdf>

12) <http://www.adr.gr.jp/index.html> なお、現在は更新は止まっており、主たる機能は一般財団法人日本ADR協会のウェブページ(<http://www.japan-adr.or.jp>)や、法務省かけつサポートのページ(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/>)に引き継がれていると言ってもよいであろう。

13) 議事録(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/access/dai11/11gijiroku.html>)による。

14) その先駆的な業績として、夏井高人『裁判実務とコンピュータ』(日本評論社・1993)。

15) 筆者も末席を汚したこの研究会の成果は「座談会 21世紀の民事訴訟の構想」判タ1063号(2001)4頁以下に掲載されている。

16) 「21世紀の民事訴訟の構想」研究会裁判所チーム「21世紀の民事訴訟」判タ1063号(2001)39頁以下。裁判所チームはこの他に、テクノロジーが国民の法意識へも影響することを指摘し、こころのケアの必要性を説いていた。さらにリーガルサービスの高度化に裁判所も対応を迫られ、ADRとの連携等も進み、紛争心理学の知見を踏まえた若い技術の研究も進むとしている。極めて示唆的な提案であったということが出来る。

17) [http://www.courts.go.jp/about/kaikaku\\_keikaku/kaikaku\\_gaiyou/](http://www.courts.go.jp/about/kaikaku_keikaku/kaikaku_gaiyou/)

書に基づいて報告を行い、その中で、民事執行制度の強化の文脈においてはああるが、後述する不動産競売の物件情報をインターネットにより公開するBITのシステム<sup>18)</sup>を開始した旨を報告し、翌2004年の顧問会議（第18回）でも、「平成14年7月、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所において、インターネットによる競売物件情報の提供を開始。その後、名古屋・福岡・仙台・札幌・水戸・和歌山の各地方裁判所においても、同様の情報の提供を開始。」との報告を行っている。

加えて、オンライン申立ての導入も、裁判所が主導してこの時期に試みられている。これは2004年（平成16年）の民事訴訟法改正<sup>19)</sup>により、オンライン申立ての根拠規定が、同法132条の10として明文化されたものである。しかし、法律による明文化に先立って、2003年（平成15年）に、電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立て等の方式等に関する規則<sup>20)</sup>が定められた。この規則に基づいて電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立て等の方式等に関する規則施行細則<sup>21)</sup>が定められ、その附則2条には、当面の間として「期日指定申立て」および「期日変更申立て」についてオンライン申立てが適用されることとされ、オンライン申立てを取り扱う裁判所としては同日付けの最高裁告示2号により札幌地方裁判所が指定された。2004年の法改正による民事訴訟法132条の10創設は、これに先立つ規則によるいわば実験を踏まえての立法ということになる。その後、民事訴訟法132条の10の制定に伴って規則が改正され、対象裁判所は札幌地裁のみであったが、

適用対象たる申立ての種類は期日指定の申立て、変更の申立てに加え、証拠申出、鑑定申出、検証申出、調査嘱託申出、文書送付嘱託の申出、証拠説明書に拡張された<sup>22)</sup>。さらに、督促手続については民事訴訟法第132条の10第1項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う督促手続に関する規則が定められ、東京簡易裁判所を指定簡裁として実務運用が行われている<sup>23)</sup>。

ところが、民事訴訟法132条の10に基づくオンライン申立ては、実際には実務で運用されることがなく、いわば休眠状態に陥っている。比較的最近の民事手続関係立法でも、民事訴訟法132条の10の準用規定が置かれている<sup>24)</sup>が、その具体化のための規則等は制定されておらず、実務でも運用はされていない。

なお、2004年（平成16年）に改正され新設された民事訴訟規則3条の2第1項は、「裁判所は、判決書の作成に用いる場合その他必要があると認める場合において、書面を裁判所に提出した者又は提出しようとする者が当該書面に記載した情報の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）を有しているときは、その者に対し、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって裁判所の定めるものにより裁判所に提供することを求めることができる。」と定めている。この規定は申立てをオンラインで行うことを目的

18) 後掲Ⅳ参照。

19) 民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律（平成16年法律第152号）。立法担当者の解説として小野瀬厚・原司編著『一問一答平成16年改正民事訴訟法非訟事件手続法 民事執行法』（商事法務・2005）特に13頁以下。

20) 2003年（平成15年）最高裁判所規則21号。いわゆるIT規則である。

21) 2004年（平成16年）6月9日最高裁告示1号。次に述べる告示2号とともに、官報平成16年6月9日第3867号に掲載されている。

22) 笠原毅彦「民事裁判のIT化」小島武司先生古稀祝賀（続）『権利実効化のための法改革と司法改革』（商事法務・

2009）961頁、特に970頁以下。このオンライン化は平成21年3月20日に停止されたとのことである。

23) 督促手続のオンライン化については、野村充「民事訴訟法132条の10第1項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う督促手続に関する規則」の概要」NBL842号（2006）27頁、小林宏司「民事訴訟法132条の10第1項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う督促手続に関する規則」の解説」判タ1217号（2006）4頁。

24) 2011年（平成23年）制定の非訟事件手続法42条、家事事件手続法38条のほか、2015年（平成27年）制定の国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律69条にも同旨の規定が置かれている。



としたものではなく、単に紙媒体の提出書面にデジタル情報があるのであれば、その提供を求めるというものにすぎない。しかし幅広く用いられているようであるし、裁判所によっては電子メールに添付する形で提供を求めるところもあると聞く。裁判所における電子データとそのオンライン提出の可能性を示唆するものとして、注目すべき点である。

#### 4 司法のIT化を求める動き

このように、司法のIT化については、司法制度改革審議会の意見書で具体的に指示されていたにもかかわらず、一部法制化が進められたにとどまり、督促手続や便宜的な電磁的記録の提出などを除けば、実務運用が行われなままとなっている。これに対して研究者や法曹の間に、司法のIT化を求める動きが存在していた。

その中で最も重要なものが、早野貴文弁護士が中心となり、指宿信教授を代表とした「司法制度改革と先端テクノロジー」研究会である。これは、2003年から2004年にかけて精力的な研究活動を行い、その成果を様々な形で公表してきた<sup>25)</sup>。

中でもDVDにまとめられた「自由の支援—普段着の法のいとなみ eサポート」と題する資料の実践モデルは注目に値する。ドラマ仕立てのストーリーは、二部構成である。第一部では、離島で暮らす中年女性が公民館で医師の遠隔診療を受けたついでに、裁判所からの手紙があることを相

談する。相談を受けた医師は、検診などと同じシステムに法律相談のボタンがあるので、それを押して弁護士に相談できることを教示し、女性はこれに従って弁護士にアクセスする。弁護士は、女性の持つ書類をFAXで受け取ると、これが訴状であること、答弁書を出さなければならないことなどを説明し、女性はその弁護士に書類作成を依頼するという流れが描かれている。第二部は、法廷に裁判官と原告がおり、被告女性は離島からテレビ会議システムで参加するシーンである。傍聴人も同じようにテレビ中継システムから傍聴する。現在の裁判実務に従い、訴状、答弁書の陳述から始まり、文書証拠の取調べから両当事者本人の尋問が行われる。矛盾した供述はビデオの再生により確認され、原告が契約書の偽造を行ったことが判明し、請求棄却判決が下される<sup>26)</sup>。

このビデオ資料では、単にITを用いて裁判が便利になっていることを示すのみならず、司法過疎や高齢者といった弱い立場の人たちに裁判へのアクセスを保障する様々な工夫が、IT技術を用いることにより可能となることをアピールしている。上記研究会メンバーの基本的な発想の現れである。

以上の他にも、多くの研究者や実務家が司法のIT化を求める研究活動<sup>27)</sup>を展開してきた。特に川嶋教授や上田教授を中心とする研究グループでは、2009年度に九州大学を拠点として「法律サービスにおけるICT利活用推進に向けた調査研

25) 基本的な研究成果の取りまとめは同研究会による小冊子「司法制度改革と先端テクノロジーの導入・活用に係る提言」(2004年2月)に示されている。雑誌に掲載されたものとしては、早野貴文ほか「特集 新しい正義のしくみと先端テクノロジー」自由と正義55巻10号(2004)11頁以下、指宿信ほか「特集 情報技術と司法制度改革」法律時報76巻3号(2004)4頁以下。

26) このビデオ資料のスク립トは上田竹志「e-サポート裁判の可能性」情報ネットワーク・ローレビュー8巻(2009)50頁、特に56頁以下に収録されている。

27) 主なものとしては、指宿信『法情報学の世界』(第一法規・2010)特に312頁以下、民事手続研究会(川嶋四郎、上田竹志、笠原毅彦、園田賢治)「シンポジウム『e-裁判所』構想の課題と展望—将来を展望して」法政研究(九州大学)72巻4号(2006)1193頁、川嶋四郎『民事訴訟のIT化』のための基本的視座に関する覚書(1)—『先端テクノロジー』の民事訴訟改革への貢献可能性を中心として」法政研究(九州大学)

72巻2号(2005)1頁、同「法律サービス(特に、民事裁判)におけるICTの活用に向けた実証研究について」伊藤眞先生古稀祝賀論文集『民事手続の現代的使命』(有斐閣・2015)1325頁、笠原毅彦「民事裁判のIT化とその課題」判タ1127号(2003)82頁、同「サイバーコートの課題と到達点」判タ1114号(2003)25頁、同・前掲論文(注22)、小田敬美「司法における情報化と民事訴訟手続の未来」民訴雑誌47号(2001)220頁、上田・前掲論文(注26)50頁、同「民事訴訟手続のICT化」法律時報83巻7号(2011)32頁、同「司法アクセスとLegal XML」法政研究(九州大学)83巻1=2号(2016)266頁など。実務からも、横田雅春「裁判所の未来—IT裁判所の可能性」日本裁判官ネットワーク『裁判官だって、しゃべりたい!』(日本評論社・2001)。なお、町村泰貴「コンピュータ時代の民事訴訟」法学教室244号(2001)37頁、同「ITと司法」池田辰夫編『アクチュアル民事訴訟法』(法律文化社・2012)277頁以下、山本和彦「よくわかる民事裁判—平凡吉訴訟日記(第2版)』(有斐閣・2005)241頁なども参照。

究」と題する総務省委託研究を実施し、オンライン申立ておよび遠隔法廷システムを模擬裁判の形で実証実験を行い、セキュリティ問題やテレビ会議システムの限界などの知見を得ている<sup>28)</sup>。

## 5 本稿の検討対象

本稿は、こうした従来議論と立法経過を踏まえつつ、冒頭の「未来戦略投資 2017」を受けて、改めて現在必要とされる司法のIT化の可能性と課題を考察するものである。

ところで司法のIT化といっても、いわゆるOAに関する部分では裁判所もコンピュータを利用した事務処理システムの構築を進めており、その意味でのIT化は進められている。また、社会における情報通信技術の利用が進むことで、社会に生起する紛争もネットワーク化・デジタル化が進むことになる。その結果、デジタル情報が証拠として登場したり、オンライン社会における取引や紛争が訴訟に持ち込まれると、司法手続としてもデジタルデータを扱わざるを得なくなる<sup>29)</sup>。のみならず、SNSなどの情報ネットワークが社会に普及した現代では、訴訟手続に関する情報の伝播可能性も飛躍的に高まることになる。その結果、公開の方法面での対応を迫られることになる<sup>30)</sup>。

これに対して、裁判手続自体のIT化は、必ずしも外部のIT化に対応を迫られて否応なく進展するという性質のものではなく、それ自体の意義が認められなければ予算を投じて進展させる必要がないということになる。そこでまず、民事手続のIT化の意義や目的について整理しておく。次

いで、判決手続におけるIT化と、執行・倒産手続におけるIT化とを順次考察する。

## II 民事手続のIT利活用の目的

### 1 目的の整理

民事手続のIT化を進める目的について、ヨーロッパ諸国やアメリカでは、司法の過重負担を解消するために、IT技術の活用によって訴訟手続の効率化をするという目的が挙げられる<sup>31)</sup>。しかし、少なくとも日本では、そうした必要に迫られるほど、司法が過重負担にあえいでいるわけではない。

司法におけるIT利用を提唱した司法制度改革審議会意見書は、その全体のスローガンとして、分かりやすく、利用しやすい司法手続を掲げていた。IT利用も、そうした文脈でとらえられる。

利用しやすい司法ということから、当事者の裁判へのアクセスを向上させることがITの活用の第一の目的となる。この点は、先に引用した早野貴文弁護士や指宿信教授を中心とする「司法制度改革と先端テクノロジー」研究会の到達した基本コンセプトでもあった。

次に、分かりやすい司法ということから、裁判の情報公開がIT活用の第二の目的となる。これは、分かりやすい裁判は利用しやすくなるという意味では、裁判へのアクセスとも重複する。しかし特に、裁判の過程の透明化が、当事者にとってはもちろん、傍聴人や社会一般に対しても、裁判の分かりやすさを広めていく。この点で、最近、最高裁判所が大法廷審理に際して傍聴人のための

28) この結果については未公開とのことだが、上田・前掲論文（注27）法律時報35頁以下や川嶋・前掲論文（注27）伊藤古稀1335頁以下に紹介がある。

29) このデジタルデータの証拠については、町村泰貴・白井幸夫編著『電子証拠の理論と実務—収集・保全・立証—』（民事法研究会・2016）参照。

30) これには、当事者のプライバシー保護や営業秘密保護など、情報の公開を制限する方向が思い浮かぶが、それにとどまらず、裁判へのアクセスとの関係で、公開を実質化する方向に働くことも考えられる。この点は後述する。

31) 例えば、1999年に開かれた第11回世界訴訟法会議で「情報社会の挑戦」と題する分科会に提出されたアメリカの国別報告（Bradley J. Hillis, The Impact of the Internet on

United States Courts and Civil Procedure（<http://ruessmann.jura.uni-sb.de/grotius/Reports/usa.htm>）では「ペーパーレス法廷や完全にデジタル化された訴訟手続のための計画を進める第一の誘引は、インターネットを通じた情報共有におけるコストの低さにある」と述べている。またヨーロッパ評議会による司法の効率化のための欧州委員会（CEPEJ）では、定期的にヨーロッパ各国の司法の効率化を調査分析しているが、それは司法という公共サービスの効率性と質に与えるインパクトの故であるとする。European Commission for the Efficiency of Justice (CEPEJ), European judicial systems, Efficiency and quality of justice, Thematic report: Use of information technology in European courts, CEPEJ Studies No. 24.

資料を作成して配布するというエピソードがあったことが注目される<sup>32)</sup>。このこと自体はIT利用と直接関係しないが、裁判の公開の実質化という意味で注目に値するとともに、ITが一層寄与できる方向ということができる。

最後に、裁判のコストの最小化と効率化であり、迅速性と訴訟経済の理念に関係する。このことは裁判制度設営者のためでももちろんあるが、迅速かつ効率的な裁判は、その利用しやすさを高めることにもなる。

## 2 裁判へのアクセスから法へのアクセスへ

ところで、裁判へのアクセスは、e-filingなどを通じて裁判制度の利用をしやすくすることだけでなく、法情報や法律相談へのアクセスにより、特に脆弱さを抱える人々の権利保護に資するという点が重要である<sup>33)</sup>。スローガンのようなならば、裁判へのアクセスから法へのアクセスということになる<sup>34)</sup>。

以下では、法情報の提供と法律相談とに分けて、簡単に検討しておく。

### (1) 法令・判例情報のオンライン提供

法令・判例情報のオンラインによる提供は、アメリカのクリーブランド大学の連邦最高裁判決デジタル公開プロジェクトから始まり、コーネル大学の法情報機構(LII)、ヨーロッパのザールブリュッケン大学を中心としたフリー法情報へのアクセス権宣言などを経て、公的情報の無料公開の流

れが固まった<sup>35)</sup>。ことにフランスでは、国民の知る権利の保障からインターネットによる法情報の無料公開を求める声に応えて、1997年のジョスパン首相による方針転換がなされ、今日広く用いられているLegifranceが開設された<sup>36)</sup>。

日本でも、総務省の電子政府(e-Gov)による法令情報提供システムが法令については完全なデジタルデータの提供をしており、最高裁判所規則や地方自治体の条例はそれぞれの作成主体がオンラインでデジタル情報を公開している。英語による日本法令の公開も、名古屋大学のシステムに法務省が参加して運営されている。判例については、裁判所サイトによる判例情報の提供システムが無料公開を行っている。

ただし、少なくとも裁判例に関しては、分量的にも十分とは言い難い<sup>37)</sup>。また、法令・判例情報のそのままでの提供は、少なくとも一般市民にとって法へのアクセスの向上に直接結びつくものではない。

IT利用の文脈でいうならば、将来的にはAIを活用して、市民の抱えるトラブルや法的ニーズに即応した、法情報提供システムが実用化されることを期待したい<sup>38)</sup>。もっともそうなった場合には、それを弁護士が運用するのではない限り、弁護士法72条との関係を整理する必要が出てこよう。

### (2) オンライン相談

インターネットを通じた法律相談は、世界的に

32) 2017年7月19日の最高裁判所大法廷弁論期日において、「傍聴人の皆様へ」と書かれたA4用紙1枚の資料が希望者に配布され、これには当日の事件の要点が簡潔にまとめられていた。「最高裁は今後も大法廷で審理する裁判などを対象に配布を検討する」と報じられている。日本経済新聞電子版(2017/7/19 23:32)参照。

33) 川嶋四郎教授も裁判へのアクセスとの関係で『アウトリーチ型』のICTの活用」を力説される。川嶋・前掲論文(注27)伊藤古稀1328頁参照。上田・前掲論文(注27)法政研究266頁、特に262頁以下も詳細にこの目的を論じている。

34) フランスでは、1991年の法律によってaide judiciaire(裁判扶助)からaide juridique(法律扶助)へと名称を変更し、より広く法情報や法律相談などへのアクセスを保障することをその目的とした。本文Ⅱ2の小見出しに用いたスローガンは、このフランス法の発展に着想を得ている。

35) 法情報へのフリーアクセス宣言としては、WorldLIIのサイトのDeclaration on Free Access to Law([http://www.worldlii.org/worldlii/declaration/montreal\\_en.html](http://www.worldlii.org/worldlii/declaration/montreal_en.html))を参照。

これは2002年のモンリオールLegal Information Institutesの会議で発せられた。なお、米を中心とする法情報のネット公開について、指宿・前掲書(注27)特に167頁以下参照。

36) 町村泰貴「インターネットで外国法 第8回 フランス法」法セミ1997年1月号(505号)131頁、同「フランス」指宿信編著『インターネットで外国法』(日本評論社・1998)119頁、特に122頁以下参照。

37) 最高裁判所の裁判例は最新判例が迅速に公開される点で評価できるが、基本的に過去の裁判例は公式判例集(最高裁判所判例集および裁判集)掲載のものに限られているし、下級審の裁判例は知財関係や行政、労働などが多く公開されるが、それ以外の事件は裁判所ごとにばらつきがあり、一貫した方針があるわけではなさそうである。この点に対する批判として指宿・前掲書(注27)特に56頁以下参照。

38) 問題意識を共通にすると思われるものとして、川嶋・前掲論文(注27)伊藤古稀1325頁、指宿信「テクノロジーと司法制度—ロボットはいつか法律実務を担うのか—」総合法律支援論叢6号(2015)1頁、特に7頁以下参照。



見れば、ごく当然のこととして行われている。それは自治体などの公的機関によるものもあれば、弁護士の個人的サービスとして行われている場合もある。

日本では、かつてはオンライン相談など不可能であるといわれていた。しかし、インターネットを通じたコミュニケーションの有用性と限界に法律実務家も慣れてきたということが最大の理由と思われるが、現在では多くの弁護士がメールによる相談を受け付けたり、コミュニケーションツールを用いた相談を受け付けたりしている<sup>39)</sup>。

組織的には、弁護士による法律問題の質問と解説を主とするサイト<sup>40)</sup>が開設されているほか、法テラスによる無料法律相談のメール受付<sup>41)</sup>、大阪弁護士会総合法律相談センターのWeb予約受付<sup>42)</sup>などが行われている。

もっとも、ネットワークの特性を活かした法的トラブルの発掘など、リーガルサービスの需要者、特に脆弱性を抱えた人々に対するアウトリーチの仕方は、もっと工夫される必要があり、今後の課題となっている<sup>43)</sup>。例えばDV被害者に対する法的支援には、ネットワークを用いた緊急通報システムなどが一部で試みられているが、これを高齢者の詐欺被害防止ネットワークなどにも活用できないかなど、検討の余地が数多く残されている。

### III 判決手続のIT化

#### 1 e-filing

##### (1) e-filingの意義と日本の現状

広い意味でのe-filingは、オンラインでの申立てにとどまらず、デジタル情報での記録と事件管理を含み、さらにネットワークを通じたオンライ

ン送達、当事者と裁判所との間のスケジュール・記録の共有などの諸側面が含まれる<sup>44)</sup>。

これらの事件処理の高度化は、裁判手続の迅速化と効率化に結びつくほか、当事者の利用しやすさと、裁判手続の透明化による分かりやすさにつながる。

しかしながら、冒頭に概観したように、日本では、根拠規定こそ民事訴訟法132条の10およびその準用規定がいくつかの手続法令に置かれているが、下位法令を伴わず、督促手続を除くと、実質的には死文化していると言っても過言ではない。その一方で、民事訴訟規則3条の2に基づく非公式なデジタル情報の提供が求められているように、事件処理、特に判決書等の作成におけるデジタル情報の利用の効用は幅広く認められている。

また、そもそも民事訴訟法132条の10の規定も、オンライン申立ては予定していても、上述したようなトータルな事件処理のデジタル化を予定したものではなく、紙媒体の記録を原本とすることは変わりなく、文書証拠も原則として紙媒体による提出が予定されている。

##### (2) 諸外国の事情

これに対して諸外国では、夙に指摘され紹介されているように、単に書類をネットワーク経由で送ると言うにとどまらず、裁判所や当事者（弁護士）の内部的な事務処理も電子化され、e-filingが現実のものとなっている。

アメリカ<sup>45)</sup>では、The Case Management/Electronic Case Filing (CM/ECF) と呼ばれるシステムが連邦の地方裁判所、控訴裁判所および破産裁判所への申立てから事件処理一般を扱うものである<sup>46)</sup>。例えば連邦地方裁判所に対する訴え提起は、登録したIDに基づいて、クレジットカ

39) メール相談に応じている弁護士・法律事務所は枚挙にいとまがないが、コミュニケーションアプリのLINEを通じた法律相談を提供している法律事務所は、アトム法律事務所が先駆的といえよう。<https://atomfirm.com/achievement/free> 参照。

40) 例えば、弁護士ドットコム無料法律相談 (<https://www.bengo4.com/bbs/>) が典型である。

41) [http://www.houterasu.or.jp/madoguchi\\_info/mail/](http://www.houterasu.or.jp/madoguchi_info/mail/)。なおこの点について、さらなる発展を具体的に求めるものとして、指宿・前掲論文(注38)7頁以下。

42) <https://soudan.osakaben.or.jp/yoyaku/index.php>

43) 早野貴文「正義へのユビキタス・アクセス」自由と正義55巻10号(2004)11頁。

44) 上田・前掲論文(注26)特に52頁以下参照。

45) アメリカに関しては、鈴木淳司「米国のe裁判の実態について」NIBEN Frontier 2015年5月号25頁、上田・前掲論文(注27)法政研究220頁以下、指宿・前掲書(注27)314頁以下、笠原・前掲論文(注22)973頁以下、小田・前掲論文(注27)222頁以下など多数。

46) <http://www.uscourts.gov/courtrecords/electronic-filing-cmecf>



ードの申立手数料納付とともにオンラインで可能である。オンラインで申し立てられた訴えは、裁判所内部の電子的処理システムの中で、裁判官に配点される。裁判官にとっては、日程管理、記録の管理、e-mailの送受信と管理、判決書作成支援、そしてワークフロー管理を行える。裁判官が裁判官室のコンピュータからアクセスできるのみならず、携帯端末や自宅のコンピュータなどにアプリケーションをインストールすることで、ほとんどの機能をリモートアクセスにより使うことができる<sup>47)</sup>。さらに登録した弁護士に対しては、その関与する事件の通知もオンラインで送ることができる。こうしたシステムは、裁判事務の迅速化や正確性の向上に役立つとともに、特に弁護士実務の効率化に寄与している。

またフランス<sup>48)</sup>では、司法省が運営する省内イントラネット Réseau privé virtuel justice : RPVJ が構築され、民事・刑事、および行政の裁判手続の基盤に用いられている。弁護士側は、このRPVJに直接アクセスするのではなく、弁護士会全国評議会 Conseil National des Barreaux が運営するネットワーク Réseau privé virtuel avocats : RPVA が裁判所側のRPVJと相互接続しており、相互に電子コミュニケーションが可能となっている。これを基盤として各弁護士事務所のコンピュータからインターネットを通じてe弁護士会 e-barreau とよばれるポータルサイトにアクセスし、大審裁判所との間で事件記録および弁論日程の閲覧、電子メールと訴訟〔行為〕文書および書類の送受信が可能となっている。控訴院との間も同様である。2012年からは、訴え提起および控訴提起の際の手数料も、電子印紙 timbre dématérialisé の利用が義務的とされている。電

子送達に関しても、同じ2012年のデクレ<sup>49)</sup>により可能となっている。さらに、商事裁判所および行政裁判所の各審級とも電子的な訴え提起およびe-filingが可能となっている。

特にフランスの行政裁判所は、司法系列と独立しているが、弁護士側のRPVAは共通で、そこから裁判所システムにアクセスするソフトウェア Télérecours が提供されている。これは、裁判所内部のファイル管理システム Skipper にアクセスし、オンライン申立てからe-filing全般を操作するもので、同じソフトは裁判官や書記官も使用するが、使用者の属性によりアクセス権限やインターフェイスが異なる。さらに、行政裁判の場合は基本的に行政庁が被告となるので、送達は常にオンラインによってすることが可能である。

このほか、先進的なシステムとして有名なのは、シンガポール、フィンランド<sup>50)</sup>、そして韓国<sup>51)</sup>が挙げられる。

## 2 コート・テクノロジー

次に、法廷における審理自体のIT利用については、争点整理や口頭弁論の手続でテレビ会議システムや電話会議システムの利用により遠隔出頭を行うこと、人証の尋問においてテレビ会議システムやビデオリンクを活用すること、そしてそれらの口頭の手続においてリアルタイム・スクリプト（速記・字幕）の実施、（同時）通訳の高度化、そしてモニターなどを通じた傍聴人に対する情報提供が具体的な方法として考えられる。

諸外国では、アメリカ・ヴァージニア州のウィリアム・メリー大学の Courtroom 21 プロジェクト<sup>52)</sup>が最も有名であったが、多くの諸国で現実の法廷にもビデオ・会議システムやモニターの導

47) 連邦裁判官にとってのCM/ECFの利用は、Civil Litigation Management Manual(2010), p.161-に解説されており、新任裁判官への研修や継続研修、システム変更の際の臨時研修などが行われている。

48) エルベ・クローズ（町村泰貴＝大濱しのぶ訳）「フランス民事訴訟における裁判官と当事者の相互の役割」民訴雑誌59号（2013）112頁、特に133頁、142頁に簡単に言及されている。

49) Décret n° 2012-366 du 15 mars 2012 relatif à la signification des actes d'huissier de justice par voie électronique et aux notifications internationales

50) 指宿・前掲書（注27）312頁以下。

51) 韓国については、金紀彦「韓国の法律事情：韓国の電子訴訟制度を中心として」自由と正義64巻9号（2013）36頁、金炳学「大韓国民民事訴訟等における電子文書利用等に関する法律・規則邦語私訳」行政社会論集（福島大学）27巻1号（2014）111頁、新早直茂「韓国におけるe裁判の実施状況について」NIBEN Frontier 2015年5月号30頁。

52) 現在はCenter for Legal and Court Technologyとして研究を進展させている。<http://www.legaltechcenter.net/index.html>

入は当然のように進んでいる。韓国でも、法廷にはプロジェクターで e-filing の画面が映し出され、記録や日程などを裁判所と当事者代理人とが共有しながら審理を進めている。

なお、法廷自体をヴァーチャル空間に構築して裁判官、弁護士、検察官はそれぞれのコンピュータからアバターとして行動することや、オンライン・チャットを用いた弁論、証拠調べなども考えられるところではあるが、これは ADR の世界で一部取り入れられているところである<sup>53)</sup>。

日本においては、1996年の現行民事訴訟法制定時に、テレビ会議システムを用いた証人尋問(204条)や電話会議システムを用いた争点整理手続(170条3項)が明文化され、実際にも用いられるようになった。これらはその後鑑定人質問にも拡大された(215条の3)。その後、刑事訴訟法157条の4が被害者保護のためにビデオリンクによる証人尋問を導入し、同様の規定が民事訴訟法にも挿入された(204条2号)。

他方、司法制度改革により裁判員裁判が導入される以前には、テレビ会議システムのような例外的な場合を除いてモニターもスクリーンもない法廷が当然であったが、裁判員に分かりやすく資料を提示する必要から、資料提示装置(プロジェクターとモニターまたはスクリーン)が備え付けられるようになった。

法廷における証言等の記録については、従来は速記官が用いられていたところ、音声または映像も含めた録音装置を利用し、必要に応じて反訳書面を作成する方式に移りつつある。さらに、裁判員裁判に活用するために、映像付き録画と音声認識ソフトによる活字化も試みている。もっとも速記官による記録化は、コンピュータ技術の発達により、リアルタイムで通常の文字に起こすことが可能となっているので、映像付き録画にリアルタイム速記を組み合わせることが最も効果的な記録化であるが、そうした方向には進んでいない<sup>54)</sup>。

コートテクノロジーの利用という点では、日本の現状も特に立ち遅れているというわけでもないが、ここではむしろ問題点が見過ごされているのではないかという懸念がある。既に言及したところだが、九州大学を中心とする実証実験で行われたテレビ会議システムによる遠隔法廷では、参加者に「違和感が多く表明された」ということであるが、要するにモニター越しではコミュニケーションが必ずしも十分行えないわけである<sup>55)</sup>。

## IV 執行・倒産処理過程での IT 活用

### 1 現状

現在、裁判所の強制執行手続に関する IT 利用としては、競売対象不動産の情報が不動産競売情報サイト<sup>56)</sup>を通じて公開されている。このサイトにより、かつては裁判所の中の一室で閲覧させていた物件目録などの三点セットと呼ばれる書類は、誰でも、オンラインネットワークを通じて閲覧することができるようになった。こうしたオンラインでの情報提供にも、根拠条文として民事執行法62条2項および民事執行規則31条が定められたところである。

BITは、強制執行手続に買受希望者のアクセスを拡大する上で有効と考えられるが、そのほかにも強制執行に電子ネットワーク技術を用いることが有用な場面がある。強制執行は、執行対象財産の現実の占有や競落後の現実の引渡しを除けば、情報の取得、開示、そして伝達によって手続が進められるものであり、そのそれぞれの段階のアクセシビリティを高めていくのに電子ネットワーク技術の活用には大きな可能性があるということが出来るからである。

さしあたり、既に行政庁の手続等で実施され、技術的には応用可能なことが実証済みのオンラインオークションの活用だけでも、強制競売手続に導入すれば極めて大きな利便性と効率性の向上、

53) 町村泰貴「現実のものとなりつつあるサイバー ADR」法セミ 2001年8月号(560号)38頁以下。

54) この速記官とリアルタイム速記の問題については、簡単にではあるが、町村泰貴『現代訴訟法』(放送大学教育振興協会・2017)35頁に言及した。

55) 詳しくは、上田・前掲論文(注27)法律時報36頁以下。

56) <http://bit.sikkou.jp/app/top/pt001/h01/> 参照。BITと略される。

売却率や売却額の向上に有用と考えられる。

また、判決手続と同様に、民事執行全般における e-filing の可能性も検討に値する。もっともこの点は、大部分、判決手続における e-filing の一環となるので、ここでは繰り返さない。判決手続とは異なる IT 利用の可能性としては、内覧や保全の場面が考えられる。

そこで以下では、まず、特にオンラインオークションの強制競売手続への導入を対象として、その課題と解決の方向性とを検討し、その後それ以外の課題を取り上げる。

## 2 オンライン・オークションの活用とその課題

裁判所以外では、行政庁が行う公売において、既にオンラインオークションが応用されている。Yahoo! オークション<sup>57)</sup> を基盤として、動産のみならず不動産についてもオンラインで競売を行うことができる<sup>58)</sup>。

このオンラインオークションを裁判所による競売として採用することは、技術的には支障がないが、裁判所の競売制度との適合性には問題がある。Yahoo! オークションの基盤を用いるか裁判所独自のオンライン競売システムを導入するかは別として、そのための法および規則の改正が必要であることは言うまでもない。しかしそれ以外にも以下のような課題があり得る。

まずオンライン競売を裁判所に導入する場合には、裁判所・執行官の強制権限の下で行われる強制競売の一部について、民間企業が関与することのできる範囲を整理する必要がある。例えば、裁判所や執行官が公権力の行使として行う行為は、民間企業が代替して行うことはできないと考えられる。その場合、オークションのシステムとメンテナンスを民間企業が納入し、その運用は裁判所や執行官が行うという整理になるかもしれない。しかし、例えば特別売却の一種として民間のシステムによる売却に出すという制度を創設するのであれば、現在のインターネット公売と同様に民間企業のシステムに依存することも可能かもしれない。

い。これと関連して、オンラインオークションの機能を実装するサーバーはどこにおいて、誰が管理するのか、実際の管理に従事する者および管理責任を負う者は誰か、サーバー等に対する所有関係と裁判所(国)の法的地位なども整理が必要となる。

コスト面では、初期導入コストのみならずランニングコストも発生するため、現在のシステムに完全に代替する形であればともかく、付加的に導入するのであれば、コストが大きなハードルとなりそうである。

このほか、オンラインオークションの機能を担うサーバーにアクセスできる者の範囲や特定方法、データおよびプログラムのセキュリティも、システムの作り方の問題とはいえ、明らかにされる必要がある。

以上の課題は不動産競売を前提に考えたが、オンラインオークション基盤は、先行する公官庁のインターネット公売でもそうであったように、動産競売にも適合的である。動産競売こそは、現在の制度に実効性が乏しく、換価して債権回収に充てるといふ本来の目的ではほとんど利用されていないところ、インターネット公売により租税公課の回収に一定の成果を収めた先例に学ぶべきところが大きいからである。ただし、その場合は執行機関である執行官の管轄権との衝突がより一層問題となる。また、現在原則として債務者保管で競売期日まで進む方法が、オンラインオークションの場合にも妥当なのかどうかも問題となる。

## 3 買受希望者に対する情報開示

強制競売過程においては、物件明細書等の閲覧にとどまらず、不動産の内覧<sup>59)</sup> も予定されている。不動産の購入に当って現地を見ずに代金支払いを要求するのはそもそも無理な話であるから、内覧の機会は不動産競売を活性化させる必要条件と言っても過言ではない。そして現代社会にふさわしい、利用しやすい内覧の方法を用意すべきである。

57) <http://auctions.yahoo.co.jp>

58) 堀博晴「インターネット公売のすべて」(ぎょうせい・2006) 参照。Yahoo! Japan 官公庁オークション (<http://>

[koubai.auctions.yahoo.co.jp](http://koubai.auctions.yahoo.co.jp)) 参照。

59) 不動産の買受けを希望する者をこれに立ち入らせて見学させることをいう。民事執行法 64 条の 2。



この内覧の具体的方法として、情報ネットワーク技術を活用することで、買受希望者が遠隔地からネット経由で参加することが考えられる。これには、内覧期日の様子をリアルタイムストリーミングによって中継し、買受希望者の閲覧に供する方法と、内覧期日の様子を動画で記録し、画像・映像による不動産の内部のヴァーチャルツアーを可能にする方法、そしてその両者の併用が考えられる。

もっとも、内覧は売却前の占有者が居住している場合にも行われうるので、その様子をインターネットによって公開することにはプライバシー侵害の懸念が生じることは否定できない。そこで、一方ではインターネット上で無制限に拡散されることを防止する技術手段が施されるべきであるし、他方では、居住空間のプライベートな領域については占有者の同意を条件とするなどの抑制が必要と考えられる<sup>60)</sup>。

## V 結びにかえて

司法手続におけるITの活用は、世界的な傾向である。日本でも、裁判所の事務処理においてIT利用が図られているし、社会のIT化には否応なく対応せざるを得ない。

しかし、手続面でのIT利用は、全く不十分である。コートテクノロジーとしてのテレビ会議システムや電話会議システム、ビデオリンクなどの活用は一応進められているものの、オンライン申立てを始めとするe-filingでは、全く立ち遅れているといってもよい。他方、研究者の側では、IT利用の目的が単なる審理の効率化にとどまらず、裁判利用者のアクセスを向上させ、特に脆弱な立場に置かれた人々の裁判へのアクセスを実質的に保障することに力点を置いて、技術的な実証実験も含めた蓄積がされている。司法のIT化を実務で運用する機は、既に熟しているといえるべきである。

もともと司法制度改革審議会の意見書の中で、強くIT化の方針が示されていたが、その後の展

開は必ずしも同意見書の指示する方向に沿ったものとは言えなかった。しかし、意見書がまとめられた2001年当時に対して、今日、情報通信技術の水準や日常的な利用は様変わりしている。インターネットそれ自体の構造は変わらないものの、主要な端末はパソコンからスマートフォンやタブレットなどのモバイル端末が大きくシェアを伸ばしており、またクラウドコンピューティングが普及することでデータやプログラムの所在も変わった。通信速度も端末のデータ保存容量も激増し、画像ファイルの送受信が重たいと言っていた時代から動画ファイルの送受信も気軽に行えるようになった。さらにいわゆるAIブームの到来で、コンピュータの処理能力のみならず学習能力、状況への対応可能性が劇的に向上した。本稿の冒頭に掲げた「未来投資戦略2017」の指示する「利用者目線で裁判に係る手続等のIT化を推進する方策」を検討する上で、こうした環境の変化を踏まえて、現代の技術水準にふさわしい、より一層高度な司法のIT化を考案する必要がある。

もちろん、バラ色の未来というだけではない。テレビ会議システムによるコミュニケーションが必ずしもうまくいかないことにも現れているように、ネットワークを用いた訴訟手続も、その設計によっては思わぬ問題が現れてくる可能性はある。またそもそも、紙媒体の記録を原本とする世界からデジタル情報それ自体を原本とする世界への転換を図らなければe-filingの全面的な導入は困難であり、移行期には記録や手続方式の重複も覚悟しなければならない。

しかし、それでも、IT利用が単に司法制度の効率化や過重負担の解消というにとどまらず、利用しやすく、分かりやすい司法制度の実現という理念に関わっているのであるから、日本においてもITの活用による司法手続の高度化を進める必要がある。

60) なお、この問題はBITでも同様に問題となりうるので、

決定的な障害とは言えない。